

SINSHU
SUZAKA
2021.3.1

須坂の
町並み
だより

No.8

伝統的建造物群保存地区範囲（案）と保存条例の制定について お知らせ

■伝建想定範囲案や保存条例に関する説明会を開催しました！

現在須坂市では、伝統的建造物群保存地区（伝建）の正式な決定に向けて、保存地区をどの範囲にするべきかなどのご意見をいただく「保存審議会」の立ち上げに向けて取り組んでおります。

保存審議会の立ち上げのために必要な「伝統的建造物群保存地区保存条例」の制定を進めるとともに、審議会にご意見をいただくための「伝建想定範囲案」を作成しました。

- 2月16日（火）に生涯学習センターにおいて、伝統的建造物群保存地区の範囲案（裏面参照）と、地区内における規制の内容や許可の基準、今後市が制定する保存条例の内容など、現段階での考え方や素案について、より具体的にお示しする説明会を、伝建想定範囲内の9つの町区の皆さまを対象に開催いたしました。
- 説明会でお話した主な内容
 - ・伝建地区に選定されると、地区内では古い建物、新しい建物に関わらず、新築・改築・増築・取り壊し等を行う際には市の許可が必要となり、建物の構造や外観に一定の基準等が設けられることとなります。
 - ・今後市が制定する保存条例には、伝建地区の保存に反する行為への抑止力として罰則規定を盛り込むこととなります。
- 当日お配りした資料の抜粋を裏面に掲載いたしましたので、ぜひご覧いただき、ご理解いただきますようお願いいたします。また、他にご説明した内容、当日出されたご意見なども、今後の町並みだよりに連載してまいりますので、ご意見ご質問等ございましたら、ご遠慮なく事務局までお寄せください。

裏面へつづく



伝統的建造物群保存地区範囲（案）



保存条例の主な内容

●特定の行為にかかる規制について

保存地区の建造物や景観を保存するため、保存地区内において特定の行為を行う際は、あらかじめ市および教育委員会の許可を受けることを必要とします。

※特定の行為：新築・改築・増築・取り壊し等

●許可の取り消し等について

不正な手段で許可を受けたり、許可を受けずに特定の行為が実施された場合は、市および教育委員会は保存地区の保存のために必要な限度において、その許可を取り消したり、行為の停止を命じたり、保存地区の保存のためにふさわしい姿への変更を命じたりすることができることとします。

●罰則について

許可を受けずに特定の行為を行った者、市および教育委員会からの行為の停止命令に違反して行為を行った者、変更命令に違反して期限までに変更行為を行わなかった者は、5万円以下の罰金に処することとします。

お示しました伝統的建造物群保存地区範囲（案）は、あくまでも現時点での想定案で決定事項ではありません。地区の皆さまのご意向を伺いながら進めてまいりますので、少しでもご不明な点、ご不安な点、またご意見ご感想などございましたら、右記事務局までご連絡ください。

編集・発行・問合せ
須坂市社会共創部文化スポーツ課
☎026-248-9027
まちづくり推進部まちづくり課
☎026-248-9007

▼町並みの古写真を探しています▼



明治から昭和40年代までの歴史的な町並み（大字須坂辺り）が写っている古い写真を探しています。今後町並みを整えていくための貴重な資料です。ご自宅にお持ちの方は是非ご連絡ください。なお、写真は複写した後にご返却します。